

第 28 期 貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	〔11,804,560〕	【流動負債】	〔10,901,596〕
現金及び預金	24,869	買掛金	5,024,848
受取手形	5,300	リース債務	619,654
売掛金	7,946,015	未払金	3,469,076
商品	77,064	未払費用	969,155
仕掛品	4,924	未払法人税等	35,183
貯蔵品	11,019	未払消費税等	761,031
前払金	232,685	預り金	20,787
前払費用	95,570	前受収益	1,859
繰延税金資産	386,678		
未収入金	802,932	【固定負債】	〔2,616,126〕
関係会社預け金	2,083,343	リース債務	462,437
仮払金	101,011	退職給付引当金	1,378,227
その他の流動資産	33,146	役員退職慰労引当金	16,877
		資産除去債務	702,721
【固定資産】	〔4,035,498〕	その他の固定負債	55,862
(有形固定資産)	(2,164,605)	負債の部合計	13,517,723
建物	695,606		
工具、器具及び備品	367,056	純資産の部	
リース資産	1,101,701	【株主資本】	〔2,322,335〕
建設仮勘定	240	資本金	100,000
(無形固定資産)	(74,756)	(資本剰余金)	(300,000)
ソフトウェア	68,592	その他資本剰余金	300,000
電話加入権	1,728	(利益剰余金)	(1,922,335)
リース資産	4,436	利益準備金	37,745
(投資その他の資産)	(1,796,136)	その他利益剰余金	1,884,590
投資有価証券	10,000	繰越利益剰余金	1,884,590
長期前払費用	6,499	(うち当期純利益)	(298,811)
保険積立金	270,562	純資産の部合計	(2,322,335)
保証金	889,419		
繰延税金資産	617,464		
その他投資等	2,190		
資産の部合計	15,840,059	負債・純資産の部合計	15,840,059

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物は定額法）によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な有効期間（3年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

①有形リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかわる工具・器具・備品以外のリース資産についてはリース期間を耐用年数として、残存価額を10%として計算した旧定率法による減価償却費相当額に9分の10を乗じる方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかわるリース資産のうち、工具・器具・備品についてはリース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

②無形リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌期より費用処理しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事に係わる収益の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる総額1億円以上の工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用する工事の進捗度の見積は、原価比例法によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。